令和５年４月１日から
公有地・行政境界確認の
申請・添付書類が変わります

清瀬市境界関係事務の見直しにより、令和５年４月１日より、公有地境界・行政境界の確認申請のための申請書式・添付書類が変わりますのでご留意ください。

新しい書式は、**令和５年４月１日以降に清瀬市ホームページからのダウンロード・窓口での受取りが可能です。**詳しくは、建築管財課管財係へお問い合わせください。

１．書式の主な変更点（公有地境界・行政境界）

境界確認関係書類 ・境界確認申請書 ・承諾書 ・公有地境界確認申請取り下げ書	・申請者は、**実印の押印**が必要になりました。 ・申請書には、添付書類として**印鑑証明書**（法人の場合は印鑑証明書及び資格証明書）が１部必要となります。 （下記２参照）
公有地境界関係書類 ・境界標（一時撤去・復元）申請書	書式を新設しました。
証明願関係書類 ・境界確認証明願	内容の変更はありませんが、書式の体裁を一部変更しました。

２．添付書類の変更

申請者の身元確認資料として、清瀬市公有地境界確認申請書・行政境界確認申請書の提出時には、**印鑑証明書の添付（法人が申請者の場合は印鑑証明書及び資格証明書の添付）**が１部必要となります。※証明願は従来通り認印押印による申請が可能です。

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【問合せ先】
清瀬市総務部建築管財課管財係
住所：清瀬市中里五丁目８４２番地
電話：０４２－４９７－１８４１（直通）